

H C F 議論について

横山 幹子*

On the HCF Argument

Mikiko YOKOYAMA

抄録

H C F 議論（「最高の共通要素の議論」）とは、知覚的に経験される直接の対象がその知覚的経験が真正である場合も真正でない場合も同じものであるなら、その共通の対象（H C F：「最高の共通要素」）は外的なものではありえないのであり、それは内的なものでなければならないという考えである。ヒラリー・パトナムは、『三重のひも：心、身体、世界』において、「自然な実在論」（「常識の実在論」）の立場から、H C F 議論が一貫していないということを指摘する。そして、その考えを捨て、知覚作用についての「選言的見解」を受け入れることを提案する。この論文では、H C F 議論についての、このパトナムの考えについて検討する。そのため、まず、パトナムがH C F 議論についてどう考えているのかを確認する。次に、彼の考えの問題点を指摘する。それから、その問題にも関わらず、論争を解決する際に常識がどのように働くかを示しているという理由で、彼の議論は正当であると論じる。そして、最後に、もし問題を解決するために常識を使いたいなら、何が常識かについてすべての人が同意する必要はないという条件に加えて、常識は場合、場合で異なりうるという条件が必要であるということを示唆する。

Abstract

The HCF argument ("highest common factor argument") claims that if the direct object that is perceptually experienced can be the same whether the perceptual experience is veridical or not, then, the common object (HCF: "highest common factor") cannot be external and it must be internal. From a natural realistic (common-sense realistic) point of view, Hilary Putnam points out in "The threefold Cord: Mind, Body, and World" that the argument is incoherent. He proposes that we abandon the idea and accept "the disjunctive view of perception". This article examines Putnam's idea of the HCF argument. First, I will review Putnam's idea of the HCF argument. Next, I will point out that there is a problem in his idea. Then, I will argue that in spite of this problem, his argument is valid because it shows how common sense functions in the case of settlement of disputes. Finally, I will argue that if we wish to use common sense to settle a problem, in addition to the condition that it is not necessary for everyone to agree on common sense, there is another necessary condition that common sense differs case by case.

* 筑波大学大学院図書館情報メディア研究科
Graduate School of Library, Information and Media Studies, University of Tsukuba

1. はじめに

われわれは、普段、知識⁽¹⁾について、条件さえ整えば共有できるものであると考えている。たとえば、〈大根の灰汁をとるためには、米のとぎ汁で下ゆでするとよい〉ということは、暮らしに役立つ知識である〉と言われるとき、AさんとBさんが、〈大根〉が何を意味するか、〈灰汁〉が何を意味するか、〈米のとぎ汁〉が何を意味するか、また、〈とる〉や〈下ゆでする〉、〈よい〉でどのような関係を表しているかを理解しているならば、AさんもBさんも〈大根の灰汁をとるためには、米のとぎ汁で下ゆでするとよい〉ということ〉を理解でき、その知識がAさんにとってもBさんにとっても利用できるものであると考えられている。もちろん、それは日常的事実についてだけではない。たとえば、〈サルモネラ菌がその食中毒を引き起こした〉と言う医者言葉が患者が理解するとき、医者も患者も〈サルモネラ菌がその食中毒を引き起こした〉という知識を共有していると言われる。

このような知識の共有に関する問題について考察する際に常識に着目することは、それがさまざまな問題を含みうるにも関わらず、意義のあることであると思われる。言い換えるならば、われわれが、係争している問題、たとえば〈大根〉が何を意味するのかという問題を何かを手がかりとして解決しなければならぬとしたら、係争している事柄〈大根〉についての常識はその候補になりうると考えられる。確かに、常識を手がかりにして問題を解決しようとする場合、係争点に関して何が常識かという問題は避けられない。けれども、われわれは、係争している事柄について常識が何かという問題を考える際に、すべての人が常識だと思うものという強い要請をあきらめることもできる。論争相手との共通基盤としての常識という意味で常識を捉えることによって、絶対的なことは言えないとしても、間主観的なことを認めることができるのである。⁽²⁾

しかし、知識の共有という問題を検討する際に常識に着目することが重要だとしたら、常識についてより細かな考察が必要になる。そして、常識への着目が、係争している問題を解決する際にどのように働くかの検討も必要になる。

この論文は、上記の問題を考察するために、われわれの知覚作用に関して「最高の共通要素(highest common factor)」があるとする「最高の共通要素の議論(highest common factor argument)」, H C F 議論について検討す

ることを目的としている。なぜなら、このH C F 議論というのは、〈外的対象を知覚しているときわれわれが知覚しているのは、外的対象自体ではなく、たとえばセンサーデータのような何らかのインターフェースである〉という考えを捨て、〈真正な(veridical)知覚作用の対象は、外的対象によってわれわれの主観性に引き起こされた何らかのものではなく、外的対象自体である〉という「自然な实在論」, 「常識の实在論」を主張しているパトナム⁽³⁾が、インターフェースを考える考えを支えている一つの有力な議論であると言ひ、その議論を批判し、それに対する代替案として「選言的見解」を提出しているものだからである。

つまり、ここでは、第一義的には、パトナムが、「自然な实在論」, 「常識の实在論」の立場から、どのようにしてH C F 議論を検討しているのかを見ることによって、常識への着目が係争している問題を解決する際にどのように働くかの一例を見ることを目的としている。また、それに加えて、問題解決の手がかりとして常識を持ち出す際に、すべての人が常識だと思うものという強い要請をあきらめるということ以外にも、どのような制限が加えられるべきかということについての何らかの提言をすることを目的としている。そして、私は、後者は、前者を検討することによって、明らかになると考えている。

以上のことが、この論文では、次のような順序で論じられる。

第一に、H C F 議論を巡るパトナムの見解がどのようなものであるかを明らかにする。その際、まず、H C F 議論がどのようなものであるかを整理する。次に、H C F 議論に対する彼の批判がどのようなものであるかを確認する。それから、彼が「自然な实在論」, 「常識の实在論」の立場からH C F 議論に対する代替案として提出している知覚作用に関する「選言的見解」とはどのようなものであるかについて論じる。そして、最後に、彼が自分と同じ趣旨でH C F という語を始めて導入したと言っているマックドエルのH C F 議論についての考え方がどのようなものであるかについて補足する。

第二に、パトナムのH C F 議論に対する批判と彼によって提出された知覚作用に関する「選言的見解」について検討する。その際、まず、彼が提出したH C F 議論に対するいくつかの批判について、それぞれどこに問題が残っているかを指摘する。そして、それから、知覚作用に関する「選言的見解」についても同様にその問題点を指摘する。

第三に、上記のようなH C F 議論の検討をふまえたう

えで、問題点があるにもかかわらず、パトナムの考えが評価できることを指摘する。そして、彼の考えが、常識への着目が係争している問題を解決する際にどのように働くかの一例になっていることを確認する。そのうえで、提出された問題点が、問題解決の手がかりとして常識を持ち出す際に、すべての人が常識だと思うものという強い要請をあきらめるとのこと以外にも、どのような制限が加えられるべきかについて示唆していると論じる。そして、係争する事柄に関するすべての問題を、範囲を限ることなく解決できるような常識という考えを捨てることによって、常識を手がかりに問題を考えるということがより適切になるのではないかとすることを主張する。また、そのように、場面、場面で考えられる常識が違うという相対化を考えるならば、共有される知識を整理するために、知覚作用に関するHCF議論を使うことも可能ではないかということも指摘する。

2. HCF議論

2.1 HCF議論とは

パトナムは、デューイレクチャー⁽⁴⁾で、われわれが外的対象を知覚する際にわれわれが直接知覚しているのは何らかのインターフェース、たとえば、表象やセンスデータと呼ばれるものであり、外的対象ではないとする考えを批判した。彼によれば、そのように考えることにより、外界とわれわれの認識をどのようにして結びつけるかが大きな問題となり、それに答えることが難しいために、人は反動的な形而上学者か無責任な相対主義者にならざるをえないのである。そして、「成功した知覚作用は、『外にある』実在の諸側面を感じることであり、それらの諸側面によってある人の主観性に引き起こされた単なる影響ではない」⁽⁵⁾とし、「自然な実在論」、「常識の実在論」を主張した。けれども、彼は、自分が否定しているインターフェースを考える考えが、われわれが知覚作用に関して近代以来慣れ親しんできた考えであるということを認めていた。センスデータ、もしくは、表象という考えが、多くの人にとって魅力的であるということも認めていたのである。

第一部にデューイレクチャーが収められている『三重の心：心、身体、世界』⁽⁶⁾の第二部『心と身体』⁽⁷⁾、第三部『結び』⁽⁸⁾や『Tadeusz Szubkaの論文へのコメント』⁽⁹⁾において、パトナムは、そのようなインターフェースを考える考えを支えている一つの有力な議論を、「最高の共通要素の議論」、HCF議論と呼んでいる。そして、その議論が矛盾していることを示そうとす

る。彼は、そのことによっても、インターフェースを考える考えを批判しようとするのである。

では、パトナムの言うHCF議論とはどのような議論なのだろうか。彼によれば、「最高の共通要素」という語を導入したのはマックドエルであるが、マックドエル自身による規定については後に確認することとして、それと同様の趣旨だと言うパトナムによるHCF議論の規定について、上記の諸論文にそって、まず見ておきたい。

『心と身体』において、パトナムは、HCF議論について次のように言っている。「そのもっとも単純な形では、その議論は次のことを主張する。つまり、もし私が二つの場合に、たとえば、『壁がバラで覆われているのを見ている』というような『同じ経験を持っている』が、それらのうちの一つの場合には、私が知覚していると思っているものを（たとえば夢を見ているなどして）実際には知覚していないとしても、そのときでも、まだ、二つの場合にはまったく文字通り共通の何らかのもの（いわば、『最高の共通要素』）があり、その共通の何らかのものは外的なものではありえず（なぜならわれわれは二つの場合の一つにおいて仮定としてそのことを排除したから）、その結果、私が経験しているのは内的なものでなければならないということも主張する。この内的なものを、われわれは『表象』と呼ぶこともできるし、また、われわれはそれを古い言葉で現れ（*appearance*）と呼ぶこともできるし、ラッセルやムーアが非常に一般化した言葉でセンスデータと呼ぶこともできる。」⁽¹⁰⁾

また、『結び』でも、例を挙げて同様のことを説明している。HCF議論では次のようになるというのである。黄色いドアを実際に見ているときに経験するものと、黄色いドアの夢を見ているときに経験するものが質的に同一であると考えれば、両者の場合に知覚されているものは同じであるはずである。けれども、実際に黄色いドアを見ているときは対応する物的な黄色いドアがあるが、夢の場合には対応する物的な黄色いドアがない。したがって、両者の場合に共通に知覚されているのは、物的なものではない。だとしたら、それは、心的なものである。われわれは、両者の場合に、同じ心的なもの、HCFを見ているのである。

つまり、パトナムによれば、知覚的に経験される直接の対象は、外的対象がある場合もない場合も同じでありうる、そして、それが、外的対象がある場合もない場合も、言い換えるならば、知覚的経験が真正であろうとなかろうと同じであるとしたら、その共通の対象はわれわれの外側にはありえず、つまり、外的なものではありえ

ず、それは内的なものであるという考えが、HCF 議論なのである。

パトナムは、上記のような HCF 議論は、たとえば、壁がバラで覆われている情景のような全情景だけでなく、その情景の一面だけでも当てはまると言う。HCF 議論によれば、もし壁を覆っているバラが赤色をしているなら、実際に壁がバラで覆われているのを見ている場合も、壁がバラで覆われているのを見ていると思っただけの場合も、共通に赤という色の質を経験しているのだと考えられると彼は言うのである。

このような考え方は、基本的には、センサーデータを導入するために論じられる錯覚論法の中に見られるものである。錯覚論法とは、まっすぐの棒が水の中につかると曲がって見える場合や、蜃気楼などの場合を錯覚と呼び、そのような錯覚の場合にも、つまり事実を知覚することに失敗している場合にも、言い換えるならば、錯覚によって欺かれている場合にも、われわれは何かを知覚していると主張し、その際知覚されているものが、たとえばセンサーデータであるとし、さらに、錯覚ではない場合の知覚作用でも、知覚されている内容は錯覚と考えられる場合と質的に同じであるとして、その場合も外的対象ではなくセンサーデータが知覚されていると論じる論法である。⁽¹¹⁾

錯覚と錯覚ではない場合に共通に知覚されていると錯覚論法で言われているもの、センサーデータは、ここで言われている HCF に当てはまるだろう。そして、もちろん、パトナムも、そのようなセンサーデータが HCF であることを認めている。それゆえ、後に見るように、HCF 議論を批判する際に、錯覚論法に対するオースティンの批判に言及しているのである。したがって、HCF 議論の規定や批判というパトナムの目的は、錯覚論法で言われていることにももちろん対応している。

ただし、パトナムの言う HCF 議論は、表象やセンサーデータのようなものがあると主張するだけではない。そうではなく、それは、それらのものに関して、数的に同一 (numerically identical) という考えが成り立つと考えているものである。つまり、 $A=B$ で $B=C$ ならば、 $A=C$ であるというような推移性を認めるという意味で、同一ということを考えているのである。

実際、パトナムは、『Tadeusz Szubka の論文へのコメント』で、自分が攻撃してきた考えは、何かを知覚しているときには常に実際に心に表れているものがあり、われわれが同じものを知覚しているならば、心に表れているそれらのものは数的に同一であるという考えであるとしている。そのような考えによれば、たとえば、壁が赤

いバラで覆われているのを見ているときわれわれが直接知覚しているものは、壁や赤いバラという外的対象ではなく、心の中に表れるものである。それは、表象だったり、また、心的現象を物的現象に還元しようとする立場では、脳の中の状態だったりする。そして、同じ表象、同じ脳の状態が、別のところで作り出されるなら、ここでは、同じ知覚作用が起こっていることになる。彼によれば、このように考えるのが、HCF 議論なのである。彼は次のように言っている。「もし真正な知覚と真正でない (non-veridical) 知覚が質的に区別できないなら、そのときには、含まれる『現れ』は、数的に同一である」という原則 (もしくは、むしろ、その趣旨の任意の原則) が、マックドエルによって『最高の共通要素』という原則と呼ばれてきた。」⁽¹²⁾

2.2 HCF 議論に対するパトナムの批判

パトナムによる HCF 議論の規定は上記のようなものである。HCF 議論をそのように規定したうえで、彼はそれを批判する。

パトナムによる批判の一つは、「現れ」における区別不可能性は推移的な関係ではないが、HCF 議論が言うような意味で同じ状態にあるということ、言い換えれば、相互に排他的な状態の集合の同じメンバーの中に入るということは、推移的な関係だということである。つまり、先に述べたように、たとえば HCF を脳の状態と考えるならば、HCF が同じであるということが推移的な関係だからこそ、同じ HCF が複数の場所で作り出された場合に、それらの場所では同じ知覚作用が起こっていると言うことができるのであるが、彼によれば、「現れ」がたとえ区別不可能だとしても、そこには推移性を満たす数的に同一という意味での同一ということとは成り立っていないのである。

それは、『心と身体』でも、『Tadeusz Szubka の論文へのコメント』でも、述べられている点である。前者では、パトナムは、「その存在することが知覚されることであるような現象的状态 (phenomenal states) はありえない。つまり、二つの場合がその現れに関するかぎり主体にとって同一に思えるなら、そのときは、主体は同じ現象的状态になければならないという原則に従うような現象的状态はあり得ない。その困難は、まったく単純に、現れにおける区別不可能性は推移的な関係ではないが、同じ状態にあるということ (つまり、相互に排他的な状態の集合の同じメンバーの中に入るといふこと) は、推移的な関係であるということである」⁽¹³⁾ と言っている。また後者では、次のように言っている。「現れは、区別

できたり区別できなかつたりするのであって、それは数的に同一であったり同一でなかつたりするのではない。現れにふさわしい『同じであること』という概念である区別不可能性は、*推移的な関係*ではない。そしてそのことは、それが数的同一性ではありえないということの意味している。⁽¹⁴⁾

これらの引用はあまりに抽象的でわかりにくい。パトナムは、『心と身体』で、上記の点を思考実験によってわかりやすく解説しているので、次にそれを見てみたい。

パトナムは、次のような思考実験⁽¹⁵⁾をする。

白のペンキの入った缶と百枚のカードがあるとす。まず、最初のカードを白のペンキで塗る。その後、白のペンキの入った缶に赤のペンキを一滴入れて混ぜ、そのペンキで二枚目のカードを塗る。次に、白のペンキに一滴の赤のペンキを入れて混ぜた缶に、もう一滴赤のペンキを入れて混ぜ、そのペンキで三枚目のカードを塗る。そして、そのような作業を繰り返していく。

その場合、 C_1 (一枚目のカード) と C_2 (二枚目のカード) は、それらのカードを知覚している人にとって同じに見える。それゆえ、HCF議論によれば、関係する現象的状态は同じでなければならない。ここでは、その同じである質 (C_1 と C_2 の場合に知覚されている質) を $Q_{1/2}$ と呼ぶ。同様に考えるならば、 C_2 (二枚目のカード) と C_3 (三枚目のカード) は、それらのカードを知覚している人にとっては同じに見えるから、HCF議論によれば、関係する現象的状态は同じでなければならない。ここでは、その同じである質 (C_2 と C_3 の場合に知覚されている質) を $Q_{2/3}$ と呼ぶ。

ここで問題となるのは、 $Q_{1/2}$ と $Q_{2/3}$ は同じと言えるのかそれとも同じでないとと言えるのかということである。

この場合、もし同じでないとするならば、 C_2 は同時に異なる主観的な色を持つことになる。つまり、2つの主観的な色、 $Q_{1/2}$ と $Q_{2/3}$ を持つことになる。けれども、このことは、一つの対象が一つの主観的な色だけを持つという原則を破ることになる。そして、この原則は破られるべきでないように思える。また、それらのカードを知覚している人は、実際、 $Q_{1/2}$ と $Q_{2/3}$ との違いを見つけることができないのだから、つまり、それらのカードを区別できないのだから、 $Q_{1/2}$ と $Q_{2/3}$ が同じでないとするならば、そのことは、区別できないときは同じものを知覚しているというHCFの原則をも破ることになる。それゆえ、もし一つの対象が一つの主観的な色だけを持つという原則や、HCFの原則を持続けた

いならば、 $Q_{1/2}$ と $Q_{2/3}$ は同じだとしなければならない。

同様に、 C_3 (三枚目のカード) と C_4 (四枚目のカード) を知覚しているときに見える質を $Q_{3/4}$ とするならば、 $Q_{2/3}$ と $Q_{3/4}$ も同じになるはずである。このように続けていけば、 $Q_{1/2} = Q_{2/3} = Q_{3/4} = \dots = Q_{19/20}$ となる。

けれども、 C_{20} のピンクの色はかなり濃く、 C_1 と C_{20} (二十枚目のカード) は、それらのカードを知覚している人にとって違う色に見えるはずである。つまり、 C_{20} の色は、 $Q_{1/2}$ ではありえないのである。このことは、上記の結論、 $Q_{1/2} = Q_{2/3} = Q_{3/4} = \dots = Q_{19/20}$ と矛盾する。

だとしたら、議論の前提にどこかおかしいところがあったに違いない。そして、そのおかしいところは、区別できないときは同じものを知覚しているというHCFの原則である。HCF議論が言うような意味で同じ状態にあるということ、言い換えれば、相互に排他的な状態の集合の同じメンバーの中に入るということは、*推移的な関係*であるが、区別不可能性は*推移的な関係*ではないのである。

パトナムは、以上のように、推移性に関してHCF議論を批判する。しかし、彼は、他の形でもそれを批判している。錯覚論法への批判という形でも、それを批判しているのである。そして、『結び』で言われているように、それは、基本的には錯覚論法に対するオースティンの『センスとセンシビリア』⁽¹⁶⁾ での批判にそったものであり、デューイレクチャーでも主張されていたことである。次にそれらについて見てみたい。

まず、パトナムは、オースティンを引き合いに出し、夢や幻覚が目覚めているときの経験や普通の経験と質的に同一ではないと主張する。そして、それによって、夢や幻覚が目覚めているときの経験や普通の経験と質的に同一である、という主張に基づいて、HCFがあると主張することを批判するのである。彼は、「何らかの夢が、目覚めているときの経験と区別できないと言うことをどのようにして決定するのはまったく明らかではない」⁽¹⁷⁾ と言っている。彼によれば、夢や幻覚が目覚めているときの経験や普通の経験と質的に同一だつたり区別できなかつたりするというのは、現実の生活では起こりえないのであり、そのようなことが生じるのは、SFの中だけなのである。オースティンの例を借りて言うならば、ローマ法王に拝謁している夢と実際にローマ法王に拝謁していることとが、質的に区別不可能だと本気で言うことはできないのである。⁽¹⁸⁾

また、錯覚と幻覚や夢を混同しているという批判に関

しても、オースティンによる錯覚論法への批判が引き合いに出される。オースティンは、錯覚論法について次のように論じている。⁽¹⁹⁾ 錯覚論法は、錯覚と幻覚や夢を同じ種類のものとして扱っている。しかし、錯覚と幻覚や夢は同じように扱われるべきものではない。錯覚の場合は、われわれが知覚しているものが実際にある。たとえば、紙の上に書かれた同じ長さの線分が両端に逆向きの矢印をつけられることによって異なる長さに見えるという場合、紙の上には、実際に、線分や矢印があるのである。しかし、幻覚もしくは夢の場合は、まったく非実在的(unreal)なものが現れることが示唆されている。錯覚論法は、錯覚の事例を挙げ、それを、人を欺くもの(delusive)と呼び、それによって、何か非実在的なもの、非物質的なものがあるということを示唆し、錯覚の事例においても、本当にわれわれが知覚しているのは非実在的な、非物質的なものであると論じているのである。彼によれば、ここには巧妙な概念の混同があるのである。パトナムは、上記のようなオースティンの考えに同意すると主張する。そして、伝統的な錯覚のいくつか、たとえば水の中で棒が曲がって見えるというような錯覚は、幻覚や夢とは違って、まったく客観的である「見え」(look)を持っていると言うのである。

さらに、パトナムは、『結び』の中で、普通の経験と幻覚が完全には同一ではないとしても、たとえば、黄色いドアを見ているという経験と、黄色いドアを見ているという幻覚が完全には同一でないとしても、その一部は同じであり、そのような共通の内容がHCFであるという、自分の意見に対して想定される批判を考え、それにも反論している。

パトナムは上記の批判に対して、真正な経験の内容の部分が、真正でない経験の内容の部分と同じであることはありうるということを認める。しかし、真正でない経験の場合、黄色は、われわれが経験する何らかのものが持っている性質ではない。それは、経験がドアに帰する性質である。その経験は黄色を含むものとしての環境を写している。それは普遍としての黄色ではない。彼によれば、ここには、内包的に黄色を持つことと、何らかのものに黄色という性質を帰することとの混同がある。そして、内包的に黄色を持つことと、何らかのものに黄色という性質を帰することとを混同することが、HCFの議論の誤りなのである。彼によれば、HCFがあるということ、つまり、この場合は内包としての黄色があるということは、黄色いドアを見ている経験と黄色いドアを見たように思う経験があるという事実からは生じないのである。

以上のように、パトナムは、何らかのものを知覚している人が知覚しているのは、内的なものであり、それは、外的対象がある場合もない場合も変わらないHCFであるとし、そのHCFには推移性が成り立つような同一という関係、つまり、数的な同一という関係が成り立つとする考えをHCF議論と呼ぶ。そして、まず、HCF議論を主張している人たちが言っているような意味での、数的な同一という関係が成り立つような、つまり、推移性が成り立つような現象的状态、HCFは、知覚作用に関してはありえないと論じることによって、その考えを批判する。また、HCF議論への批判を錯覚論法への批判という形でも展開する。彼によれば、夢や幻覚は目覚めているときの経験や普通の経験と質的に同一ではないのであり、錯覚は夢や幻覚と同じようには扱えないのである。そして、さらに、内包的に黄色を持つことと、何らかのものに黄色という性質を帰することとは異なるということによっても、HCF議論を批判するのである。彼によれば、HCFがあるという結論は、たとえば、黄色いドアを見ている経験と黄色いドアを見たように思う経験があるという事実からは生じないのである。

2.3 「選言的見解」

前節で述べたように、パトナムはHCF議論を批判する。そして、その彼が、HCF議論に対する代替案として挙げているのが、彼が「選言的見解」と呼ぶものである。たとえば、壁がバラで覆われているのを見ている経験と、壁がバラで覆われているのを見ているように思う経験があるという事実、もしくは、黄色いドアを見ている経験と黄色いドアを見たように思う経験があるという事実は、「選言的見解」でも説明することもできると彼は考えるのである。

パトナムによれば、その「選言的見解」とは、次のようなものである。「この見解によれば、私が『私は壁がバラで覆われているのを見た』と記述した両方の場合において、私が推論してよいのは以下の選言が真であるということだけである。(D) 私は壁がバラで覆われているのを実際に見たか、私は壁がバラで覆われているのを見たかのように思ったかのどちらかである。」⁽²⁰⁾ この見解によれば、二つの場合に同じ記述が使われるからと言って、それら両方の場合に、何かまったく文字通り共通の何らかの意味のある対象(HCF)があるとしなければならぬとは限らないのである。つまり、〈私は壁がバラで覆われているのを見た〉という記述が、二つの場合のどちらかにも使われることができると考えられるだけで十分なのである。黄色いドアの場合も同様な選言

をつくることができる。私が黄色いドアを見たか、黄色いドアを見たかのように思ったかのどちらかであるというのが、それである。

2.4 マックドエルのHCF議論

ここで、パトナムが自分と同様の趣旨でHCFという言葉を導入し、「選言的見解」を主張していると言っているマックドエルが、HCFをどのようなものと規定しているかについて確認しておきたい。

マックドエルは、『基準、無効可能性、知識』⁽²¹⁾において、次のように言っている。「人が確かめることができるが、自分から独立している世界についての何らかの問いに関して、たとえば見え、つまり、事物の見え方によって答えることは、人を欺きうる。・・・誘惑的な議論によれば、何らかの他のものも同様である。その議論は、次のようになる。人を欺く場合を、人を欺かない場合から経験的に区別できないことがありうるので、人間の経験的な取り込み(人間がその意識の範囲のなかに取り入れているもの)は、人を欺く場合と人を欺かない場合の両方の場合に、同じものでなければならない。人を欺く場合は、人間の経験的な取り込みは、仮定から、そのような事実がないということと矛盾しないという意味で、事実それ自体に達しないに違いない。そして、その議論によれば、そのことは、人を欺かない場合も真でなければならない。人間の能力とは、見ることによって、つまり、経験的取り込みに基づいて、語る能力である。そして、この能力が知識を生み出すときさえ、われわれは、その基礎が、人を欺く場合も人を欺かない場合も同様に経験に利用できるもの、つまり、最高の共通要素であると考えなければならない。そして、したがって、たとえその知識を疑わせるものから独立した確実性をもって、それを利用できるとしても、知識のための無効にできる根拠に過ぎないものであると考えなければならない。」⁽²²⁾

つまり、マックドエルによれば、事実には到達することに成功する場合も失敗する場合も、同じ共通の要素をわれわれが第一義的に知覚しているということになるのである。そして、彼もパトナムと同様に、その考えが何らかのインターフェースを考えることになるとし、伝統的認識論が不満足なものであるのは、このようなHCFを考えることに欠陥があるということを示していると主張する。マックドエルによれば、HCFを考えるならば、自分たちが世界と自分たちとの間をどのようにつなぐのかが問題になるが、それは明らかではないのである。

HCF議論に対抗するものとして、マックドエルも、

「選言的見解」を支持する。彼は、そのことを次のように表現している。「これこれがこうであるという現れは、単なる現れであるか、もしくは、誰かに知覚的に明らかになるようなこれこれがこうであるという事実であるかのどちらかでありうると言うことと仮定する。それはまったく不自然ではない。HCFを考える場合と同様に、人を欺く場合における経験の対象は、単なる現れである。しかし、われわれは、人を欺かない場合も、経験の対象は単なる現れ、したがって、事実自体に達しない何らかのものであるということを受け入れてはならない。反対に、われわれは、それらの場合に人に表れる現れは、経験している人に開示されている事実自体の事柄であると主張しなければならない。」⁽²³⁾

以上のように、マックドエルは、『基準、無効可能性、知識』において、HCF議論とそれの代替案としての「選言的見解」について述べているのである。

ただし、そこでは、HCFに成り立つ数的な同一という関係、つまり、推移性が成り立つような意味での同一という関係とHCFとの関係については、はっきりとは述べられていない。けれども、そのことは、マックドエルの言うHCFが、パトナムの言うHCFと違うということの意味しないと思われる。なぜなら、マックドエルは、HCFを考えることの魅力について語っているところで、その魅力として、人を欺く場合と人を欺かない場合とが経験的には区別できないという現象論的な議論があるが、それは、「選言的見解」でも認められると言ったうえで、それ以外の魅力として、HCFが認識論的に中立的に利用できる出発点として考えられることを挙げ、それを否定しているからである。つまり、彼も、区別不可能性とHCF議論が想定している同一が同じものではないと認めているように思えるのである。もしHCFが認識的に中立的に利用できるものであるならば、おそらくそれは数的な同一という関係が成り立つものであるだろう。そこでは、数学を適用できるような、もしくは、数的な同一を $\langle = \rangle$ として認めるような理論による認識の説明が想定されているのである。

以上のように、ここまで、HCF議論とはどのようなもので、それに対してパトナムはどのような批判をし、どのような代替案を出しているのかを見てきた。次に、パトナムの議論をどう考えるべきかを論じたい。

3. パトナムの議論の問題点

3.1 HCF議論への批判について

ここでは、HCF議論に対するパトナムの批判を検討

する。ただし、その際、前章とは順序を変えて、推移性に対する批判を後で考察することにしたい。なぜなら、推移性以外の批判を検討していく中で、推移性の問題に注目せざるをえなくなると考えられ、推移性に対する批判を後で検討した方がわかりやすいと思われるからである。

したがって、まず、夢や幻覚が目覚めているときの経験や普通の経験と質的に同一ではないという主張に関して見てみたい。パトナムは、夢や幻覚が目覚めているときの経験や普通の経験と質的に同一だったり区別できなかつたりするというのは、現実の生活では起こりえないのであり、そのようなことが生じるのは、SFの中だけであると言う。本当にそう言ってよいのだろうか。そのことは、パトナムにとってだけでなく、他の人にとっても当てはまることなのだろうか。まず、私の場合を考えて見よう。私はよく夢を見る方である。しかし、にもかかわらず、私は目覚めているときの経験と質的に同じだと私が思うような夢を見たことがない。夢にはどこか論理が飛んでいるところがあったり、見えているものがそれほどリアルでなかつたりする。そのことは私にとって確かである。また、私は薬による幻覚も見たことがない。だとすれば、パトナムが言っていることは私にも当てはまることになる。けれども、だからといって、人類すべての人がパトナムや私と同じであり、どの人も夢と現実を区別できると言うことにはならない。区別できないと主張する人がいるかもしれない。ここで、もしすべての人の常識に訴えて、夢や幻覚と現実が区別できると主張したいなら、その主張には無理があるだろう。

次に、錯覚と幻覚や夢は同じように扱われるべきものではないという批判を見てみよう。その考えによれば、伝統的な錯覚、たとえば水の中で棒が曲がって見えるというような錯覚は、幻覚や夢とは違って、客観的である「見え」を持っているというのである。確かに、錯覚と幻覚や夢は同じように扱われるべきではないという批判は正しい。錯覚と言われるものは、同じものが、条件さえ同じならば、すべての人（もしくは大多数の人）にとって同じに見えるのである。たとえば、水の入った透明な水槽、まっすぐな棒という客観的なものがあり、後者が前者の中に入れられると曲がって見えている。そして、それは、外的対象が何もないところで幻覚を見ていたり、夢を見ていたりする場合とは異なっているのである。だとしたら、この批判は、元々の錯覚論法に対するものとしては適切かもしれない。確かに、元々の錯覚論法は、錯覚の事例から始めて、それをうまく幻覚や夢の話と混同させ、センスデータを導入しようとし

ているからである。けれども、その批判がパトナムの言うHCF議論全体の批判になるかに関しては疑問が残る。確かに、HCF議論はその一部として錯覚論法を含むものであるが、しかし、それは客観的な「見え」を持つ錯覚だけから生じる議論ではない。単なる見間違いからも、HCFを引き出すことはできるのである。たとえば、私がつくばでバスを降りていく知り合いを見たと思ったとしよう。そして、間違いなく知り合いだと思ったが、後に、その人は当日は東京にいてつくばにいることはありえなかったと本人から聞くとしよう。このとき、たとえその人が本当のことを言っているのかそうでないのかが分からなかったとしても、私は、くでも確かに彼のように見えたことだけは確かだ」と主張することができる。そのように、見間違いからもHCFは引き出せるように思えるのである。もちろん、この場合も、幻覚や夢の場合と異なり、何らかの外的対象はあるだろう。けれども、それは、まっすぐな棒が水の中だと曲がって見えるというような錯覚の例とは異なる。なぜなら、それは客観的な「見え」を持っていないからである。だとしたら、錯覚と幻覚や夢が混同されているという批判は、HCF議論全体の批判にはならないということになるだろう。

今度は、知覚的経験の部分、たとえば、黄色についての同一性を認め、それを質と考えようという立場は、内包的に黄色を持つことと、何らかのものに黄色という性質を帰することを混同しているという批判を見てみたい。ここで言われている内包的に黄色を持つことと、何らかのものに黄色という性質を帰することの違いはどこにあるのだろうか。私は、内包として扱うということは、黄色を一つのまとまりのあるものとして、それが何らかの議論の中で何らかの役割を果たすものとして考えられるということの意味していると思う。そして、だとしたら、内包として同じであるということは、内包として扱われるもの、たとえば、内包としての黄色に関して、さまざまな論理的な処理ができるということを含んでいるだろう。そして、そのことは、その内包として扱われる黄色に関して、数的な同一性を認めるということの意味するだろう。そのようにして、ここでの問題は、推移性の問題へと移っていくことになる。それゆえ、次に、区別不可能性が成り立ったとしても推移性が成り立つとは限らないという批判について見てみたい。

パトナムは、区別不可能性が成り立ったとしても、推移性が成り立つとは限らないと考えている。そのように、彼は、数的な同一性が当てはまるような、インターフェースとしての現象的状态（「現れ」、表象）を拒否し

ているのである。ただし、だからといって、たとえば、壁がバラで覆われているのを見ている経験と壁がバラで覆われているのを見ているように思う経験があるという事実を拒否しているのではない。デューイレクチャーでも、彼は、活動としての表象を認めていた。ただ、それが独立した存在として扱われ、それについての理論がつけられ、それによってわれわれの知覚作用がよりよく説明される、もしくは、われわれの知覚作用について本当のことが言われるという考えに反対していたのであった。⁽²⁴⁾ ここで問題となるのは、HCF議論に対する批判の中の推移性に対するパトナムの批判である。

パトナムが色について提出した先の思考実験は、実にうまくできている。白のペンキに一滴の赤のペンキを入れた場合と二滴の赤のペンキを入れた場合では、われわれがその色を区別できないというのはもっともらしい。また、一滴の赤のペンキを入れた場合と二十滴の赤のペンキを入れた場合を区別できることも、またもっともに思える。その思考実験に反対するものは何もなく、色の場合に区別不可能であるということと推移性があるということは同じではない、ということに納得させられる。しかし、問題は、その思考実験が何を意味しているかということである。その思考実験が意味しているのは、〈HCFと考えられる二つのものが区別不可能だとしても、それらの間に推移性が成り立たない場合がある〉ということであり、そのことと〈HCFと考えられる二つのものが区別不可能だとしたら、それらの間に推移性は必ず成り立たない〉ということとは同じではないのである。したがって、彼の批判は、HCFに関して推移性が成り立つような数的同一性を考えること全体への批判とはなっていない。

3.2 「選言的見解」について

ここでは、HCF議論に対するパトナムの代替案である「選言的見解」について検討したい。先にも記したように、彼よれば、その「選言的見解」とは、「私が『私は壁がバラで覆われているのを見た』と記述した両方の場合において、私が推論してよいのは以下の選言が真であるということだけである。(D) 私は壁がバラで覆われているのを実際に見たか、私は壁がバラで覆われているのを見たかのように思ったかのどちらかである」⁽²⁵⁾ というものであった。つまり、二つの場合に同じ記述が使われるからと言って、それら両方の場合に何か文字通りまったく共通の何らかの意味のある対象(HCF)があるとする必要はないと言うのである。

確かにこのように考えるならば、マックドエルも言っ

ているように、人を欺く場合と人を欺かない場合が経験的には区別できないという、現象論的な議論を認めることができる。「選言的見解」をとるならば、先のような見間違いの場合もうまく処理することができる。たとえば、私が山田さんでない人を山田さんと見間違えた場合も、本当に私が見た人が山田さんだった場合も〈私は山田さんをつくばで見た〉と記述できるというだけでよいのである。そして、その場合、HCFがあると考えerる必要はない。そのように、「選言的見解」によれば、HCFがあると考えなくとも、見間違いのような場合があることは説明されることになるのである。

しかし、われわれが常識として知覚作用に関して求めているのは、本当にそれだけだろうか。私には、常にそうとは限らないように思える。確かに、人を欺く場合と人を欺かない場合の両方に同じ記述を使うことがある、と考えるだけで十分な場合がある。たとえば、先のような見間違いの話が友人と談笑しているついでに言われた場合は、そうであるだろう。けれども、知覚作用における何らかの知覚されたものを推移性も当てはまるようなやり方で論じる場合もあるのではないか。そして、その場合は、HCFを考えていると言ってもよいのではないだろうか。場合によっては、われわれの常識は、独立に動く説明要素としてのHCFを使っているのである。たとえば、〈これこれの脳の状態なら、これこれのセンサーデータが現れている〉ということは、パトナムの言うように、脳細胞がある状態になっていても、出力がない場合などは適切ではないかもしれない。⁽²⁶⁾ しかし、例外をすべて網羅しようとするのは、常識を重視する立場としては適切ではない。パトナムは、そのような説明は説明になっていないと言っているが、われわれがそのような説明を求めたり利用したりする場合もあるのである。⁽²⁷⁾

4. 考察

以上のように、パトナムによるHCF議論の整理とそれに対する批判がどのようなものであるか、彼によって提出されたHCF議論の代替案がどのようなものであるかを確認したうえで、彼の批判や代替案の問題点を見てきたのであるが、彼の議論の中の評価できる点は何なのだろうか。次に、それについて考察したい。

評価できる点は、やはり、パトナムが常識に基づいた「自然な実在論」、「常識の実在論」の立場を取り、その立場から、HCFの問題を論じている点であると思われる。彼のHCF議論に対する批判をもう一度見直してみよう。

夢や幻覚が目覚めているときの経験や普通の経験と質的に同一だったり区別できなかつたりするというのは、現実の生活では起こりえないのであり、そのようなことが生じるのはSFの中だけであるとパトナムは言っていた。それに対して、私は、もしすべての人の常識に訴えて夢や幻覚と現実が区別できないと主張したいなら、その主張には無理があると述べた。しかし、すべての人の常識に訴えて夢や幻覚と現実が区別できないと主張することをあきらめることはできる。先に触れたように、すべての可能性を網羅して絶対に間違いのない確実なことを主張しなければならないという考えを捨て、〈論争相手との共通基盤としての常識〉として常識を考えることもできるのであり、彼がそうしているとも考えられるのである。

次に、錯覚と幻覚や夢は同じように扱われるべきものではないという批判の場合を考えてみよう。この場合、HCF議論全体の批判にはならないと私は言った。しかし、パトナムの批判は、HCF議論の一部としての錯覚論法によるセンスデータの導入に対する批判としては適切であるだろう。そして、そのことは、常識から引き出されており、その際の常識とは、すべての可能性の網羅を要求するものではない。

さらに、内包的に黄色を持つことと、何らかのものに黄色という性質を帰することを混同している、という批判を思い出してみよう。それに関して、私は、その批判は推移性に関する批判につながるのだと言った。それゆえ、この批判についての評価は、推移性に関する批判についての評価と一緒になされるのがふさわしい。だとしたら、それらについての評価はどのようになるのだろうか。私は、パトナムが色について提出した先の思考実験が実にうまくできており、区別不可能だとしても推移性があるとは限らないということを納得させるに十分であると考え。彼は、その思考実験において、色についてのわれわれの大方の人たちの常識に基づいて〈HCFと考えられる二つのものが区別不可能だとしても、それらの間に推移性が成り立たない場合がある〉ということを示すことに成功しているのである。

「選言的見解」の提案についても同様のことが言える。先に見たように、「選言的見解」をとるならば、HCF議論をとる場合と同様に、たとえば、壁がバラで覆われているのを見ている経験と、壁がバラで覆われているのを見ているように思う経験があるという事実があるということ、問題なく記述することができる。人を欺く場合と人を欺かない場合が経験的には区別できないという、現象論的な議論も認めることができる。それも、わ

れわれの大方の人たちの常識に基づいて考えられているのである。

つまり、パトナムによるHCF議論に対するさまざまな批判は、われわれの大方の人たちの常識に基づいて考察されているのである。そして、そうすることによって、論争相手との共通基盤を提供し、係争する問題について相手を納得させることのできるような答えを出そうとしているという点で、彼の議論は評価できるものであると考えられるのである。われわれは、そのような彼の議論を追うことによって、常識への着目が、係争している問題を解決する際にどのように働くかの一例を見ることができるのである。

パトナムの議論が上記のように評価できるとしたら、なぜ私が先にそれらの考えを批判したのかということが問題になる。もちろん、私は、上記で述べたような評価できる点については認めるし、常識を重視する方向で進むべきものだと考える。ただ、私がおかしいと考えるのは、ある係争する問題について大方の人が認めるものを、その係争する問題に現れている事柄に関する唯一の常識として考えることである。私は、それが当てはまる分野もあれば、そうではない分野もあると考えるのである。それが、先の個々の批判に結びつく。

ある話題に関して、夢や幻覚と現実が区別できないと考えることが常識である場合がある。錯覚と幻覚や夢を混同しないという常識だけで、HCF議論全体を論じるわけにはいかない。〈HCFと考えられる二つのものが区別不可能だとしても、それらの間に推移性が成り立たない場合がある〉としても、〈HCFと考えられる二つのものが区別不可能だとしたら、それらの間に推移性は必ず成り立たない〉とは限らない。代替案として出された「選言的見解」に関して、現象を「選言的見解」で分析整理するのが適切に思える場合もあれば、HCFを考えた方が常識的である場合もある。つまり、それらの方が、論争の共通基盤として適切な場合があるのである。

以上のように、パトナムの場合、常識を持ち出す際に〈すべての可能性を網羅して絶対に間違いのない確実なことを主張することを諦め、共通の基盤として常識を考える〉という留保があるとするならば、彼の「自然な実在論」、「常識の実在論」は、常識を持ち出すことによって、係争する問題をうまく解決しているということになるだろう。しかし、先に私自身が挙げた問題点を思い出すならば、問題解決の手がかりとして常識を持ち出す際に、もう一つ留保が必要だと思われる。それは、係争する事柄に関するすべての問題を、範囲を限ることなく、

同じ一つの常識で解決できるという考えを捨てるという留保である。そうすることによって、常識を手がかりに問題を考えるとことがより適切になるのである。そして、それは、同じ事柄についてでも、どのような趣旨で話をしているかによって、考えられる常識が違うという考えになるだろう。先のHCF議論への批判における問題点の指摘は、このような考えを必ずとるべきだということを証明しはしないが、そのような考えをとった方がよいということを示唆しているだろう。⁽²⁸⁾ そのうえ、常識の場面、場面への相対化という考えは、知識の共有を考える際にも役に立つと思われる。その考えによれば、知覚作用に関して考える際に、「選言的見解」がふさわしい場合もあれば、HCF議論を使うことがふさわしい場合もある。もしわれわれが一部に限ってであれ、HCF議論を使うことが適切である場面があるならば、その場合には、知覚作用に関しても推移性を認めるような議論をすることができるのである。そして、そのことは、重要であるだろう。なぜなら、推移性を認めることによって、論理的にその知識を整理することが可能になると思われるからである。

5. おわりに

この論文では、パトナムのHCF議論の整理、それに対する彼の批判、そして、彼が提出した「選言的見解」という代替案を見ることによって、知覚作用についての問題を考えると同時に、常識への着目が係争している問題を解決する際にどのように働くかの一例を見てきた。また、HCF議論を検討する中で、問題解決の手がかりとして常識を持ち出す際に、すべての人が常識だと思ふものという強い要請をあきらめるとのこと以外にも、どのような制限が加えられるべきかということについて考察した。そして、係争する事柄に関するすべての問題を、範囲を限ることなく解決できるような常識という考えを捨てることによって、常識を手がかりに問題を考えるということが、より適切になるのではないかということ述べた。また、そのように、場面、場面で考えられる常識が違うという相対化を考えるならば、共有される知識を整理するために、知覚作用に関するHCF議論を使うことも可能ではないかということを示唆した。しかし、どのようなことを規準に範囲を区切るべきか、ということは何も言われていない。また、実際に、共有される知識を整理するために、どのような理論がふさわしいかについても何も言われていない。それらは、今後の課題である。

注

- (1) この論文では、哲学で普通「信念」と呼ばれるものを、知識と呼ぶ。哲学では、知識は真なる信念と定義されるのが普通であるが、ここでは、誤った知識、正しい知識という語の使い方を認めるものとして、知識という言葉を使いたい。なぜなら、信念と言う言葉は、哲学以外の日本語ではかなり違ったニュアンスで使われると考えられるからである。
- (2) それは、拙論文『エッブスの時を超えた外延の同一性という考えについて』（横山幹子・エッブスの時を超えた外延の同一性という考えについて。図書館情報メディア研究2005. vol. 3, no. 1, 2005, p. 63-75.）で私が述べたことの一部である。詳しくは、その論文を参照。上記論文とこの論文で目指しているのは、「常識」概念の精察でもある。
- (3) パトナムは、心の哲学、科学哲学、言語哲学等に関心領域とするアメリカの哲学者。
- (4) デューイレクチャーとは1994年3月22・24・29日に、コロンビア大学でパトナムが行った講演であり、それは、デューイレクチャーとして以下に収録されている。Putnam, H. THE DEWEY LECTURES 1994: Sense, Nonsense, and the Senses: an Inquiry into the Powers of the Human Mind. The Journal of Philosophy. vol. XCI, no. 9, 1994, p. 445-517. また、それはさらに、多少の変更を経て、Putnam, H. "Sense, Nonsense, and the Senses: an Inquiry into the Powers of the Human Mind". The Threefold Cord: Mind, Body, and World. New York, Columbia University Press, 1999, p. 1-70. に再録されている。以下で引用の際は、後者を使用する。
- (5) Putnam, H. "Sense, Nonsense, and the Senses: an Inquiry into the Powers of the Human Mind". The Threefold Cord: Mind, Body, and World. New York, Columbia University Press, 1999, p. 10. 参照。斜字体原著者。なお、翻訳は著者による。以下の翻訳についても同様。
- (6) Putnam, H. The threefold Cord: Mind, Body, and World. New York, Columbia University Press, 1999.
- (7) Putnam, H. "Mind and Body". The Threefold Cord: Mind, Body, and World. New York, Columbia University Press, 1999, p. 71-133.
- (8) Putnam, H. "Afterwords". The Threefold Cord: Mind, Body, and World. New York, Columbia University Press, 1999, p. 135-175.

- (9) Putnam, H. "Comment on Tadeusz Szubka's paper". Hilary Putnam: Pragmatism and Realism. Conant, J.; Zeglen, U. M., ed. London & New York, Routledge, 2002, p.125-127. これは, Szubka, T. "The Causal Theory of Perception and Direct Realism". Hilary Putnam: Pragmatism and Realism. Conant, J.; Zeglen, U. M., ed. London & New York, Routledge, 2002, p.109-124. へのコメントとして出されたものである。
- (10) Putnam, H. "Mind and Body". p. 129. 斜字体原著者。
- (11) エアは, この錯覚論法を整理したことで知られている。ただし, 彼自身は, この錯覚論法の妥当性に関する問題を事実の問題と見なすべきだという考えに反対し, 言語に関する問題であると考えていた。Ayer, A. J. The Foundations of Empirical Knowledge. London, Macmillan, 1940. 参照。
- (12) Putnam, H. "Comment on Tadeusz Szubka's paper". p. 126. 後に見るように, パトナムも, 表象や「現れ」という活動があることは, 認めている。彼が認めていないのは, われわれとわれわれがそれについて考えているものとの間のインターフェースとしてそれを考える考えである。したがって, 数的同一性という考えは重要性を持つと考えられる。Putnam, H. "Sense, Nonsense, and the Senses: an Inquiry into the Powers of the Human Mind". p.59. 参照。
- (13) Putnam, H. "Mind and Body". p. 130. 斜字体原著者。
- (14) Putnam, H. "Comment on Tadeusz Szubka's paper". p. 126. 斜字体原著者。
- (15) Putnam, H. "Mind and Body". p. 130-131. 参照。
- (16) Austin, J. L. Sense and Sensibilia. London, Oxford University Press, 1962. 参照。
- (17) Putnam, H. "Afterwords". p. 153.
- (18) Austin, J. L. Sense and Sensibilia. p. 48. 参照。
- (19) Ibid. p. 20-25. 参照。
- (20) Putnam, H. "Mind and Body". p. 129. 斜字体原著者。訳文中の(D)は, それに続く「私は・・・どちらかである」に短縮記号を与えるために入れられたものであり, disjunction (選言) の頭文字をとったものである。このように, 「AまたはB (A ∨ B)」という選言の形をとることから, この考えは「選言的見解」と呼ばれる。「選言的見解」に関しては, Snowdon, P. Perception, Vision and Causation. Proceedings of the Aristotelian Society. New Series vol. 81, 1980/81, p. 175-192. も参照している。
- (21) McDowell, J. Criteria, Defeasibility, Knowledge. Proceedings of the British Academy. Read 24 November, 1982, p. 455-479.
- (22) Ibid. p. 471. 斜字体原著者。
- (23) Ibid. p. 472. 斜字体原著者。
- (24) 拙論文『「自然な実在論」について』(横山幹子。「自然な実在論」について. 科学基礎論研究. vol. 23, no. 2 (86号), 1996, p. 91-96.) 参照。
- (25) Putnam, H. "Mind and Body". p. 129. 斜字体原著者。
- (26) Putnam, H. "Sense, Nonsense, and the Senses: an Inquiry into the Powers of the Human Mind". p. 30-31. 参照。
- (27) 拙論文『「自然な実在論」について』参照。
- (28) パトナム自身が全体として相対化についてどの考えていたかは考察すべき問題である。たとえば, 彼はどんな場合にもHCFを独立したものとして扱うことに反対していると思われるにもかかわらず(『Tadeusz Szubkaの論文へのコメント』やデューイレクチャーでのストローソンへの批判参照), 『結び』ではパースペクティブの重要性について述べている。ただし, ここではパトナムのHCF議論の考察に焦点を当てそこでの議論から問題解決ために常識を使う際に常識についてどのように考えるべきかの考察が主目的のため, その問題については論じない。それは, 場所を変えて論じられるべき問題だと考える。

参考文献

- Ayer, A. J. The Foundations of Empirical Knowledge. London, Macmillan, 1940. (Ayer, A. J. (神野慧一郎, 中才敏郎, 中谷隆雄訳) 経験的知識の基礎. 東京, 勁草書房, 1991.)
- Austin, J. L. Sense and Sensibilia. London, Oxford University Press, 1962. (Austin, J. L. 丹治信春, 守屋唱進訳) 知覚の言語. 東京, 勁草書房, 1984.)
- Conant, J.; Zeglen, U. M., ed. Hilary Putnam: Pragmatism and Realism. Conant, J.; Zeglen, U. M., ed. London & New York, Routledge, 2002.
- Macdonald, G. F. ed. Perception and Identity: Essays Presented to A. J. Ayer with His Replies to Them. London, Macmillan, 1979.
- McDowell, J. Criteria, Defeasibility, Knowledge. Proceedings of the British Academy. Read 24 November, 1982, p. 455-479.
- Putnam, H. THE DEWEY LECTURES 1994: Sense, Nonsense, and the Senses: an Inquiry into the Powers of

- the Human Mind. *The Journal of Philosophy*. vol. XCI, no. 9, 1994, p. 445-517.
- Putnam, H. *The threefold Cord: Mind, Body, and World*. New York, Columbia University Press, 1999.
- Putnam, H. "Sense, Nonsense, and the Senses: an Inquiry into the Powers of the Human Mind". *The Threefold Cord: Mind, Body, and World*. New York, Columbia University Press, 1999, p. 1-70.
- Putnam, H. "Mind and Body". *The Threefold Cord: Mind, Body, and World*. New York, Columbia University Press, 1999, p. 71-133.
- Putnam, H. "Afterwords". *The Threefold Cord: Mind, Body, and World*. New York, Columbia University Press, 1999, p. 135-175.
- Putnam, H. "Comment on Tadeusz Szubka's paper". *Hilary Putnam: Pragmatism and Realism*. Conant, J. ; Zeglen, U. M. , ed. London & New York, Routledge, 2002, p.125-127.
- Snowdon, P. *Perception, Vision and Causation*. *Proceedings of the Aristotelian Society. New Series* vol. 81, 1980/81, p. 175-192.
- Szubka, T. "The Causal Theory of Perception and Direct realism". *Hilary Putnam: Pragmatism and Realism*. Conant, J. ; Zeglen, U. M. , ed. London & New York, Routledge, 2002, p.109-124.
- 横山幹子. 「自然な実在論」について. *科学基礎論研究*. vol. 23, no. 2 (86号), 1996, p. 91-96.
- 横山幹子. エッブスの時を超えた外延の同一性という考えについて. *図書館情報メディア研究* 2005. vol. 3, no. 1, 2005, p.63-75.

(平成 17 年 9 月 28 日受付)

(平成 18 年 1 月 11 日採録)